

お墓の移動・引っ越してどうやる？できる？

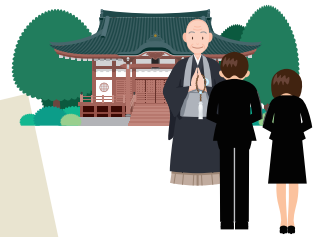
核家族化が進む日本では、「お墓が遠くて滅多にお参りできない」「田舎の家族が管理できなくなった」などの事情を抱えている人も珍しくありません。だからと言って、予備知識がないまま気軽に引っ越しできないのがお墓というもの。

そこで今回は、お墓を移動させる方法や必要な手続き、具体的な手順などについて詳しく解説します。



お墓の引っ越し「改葬」に必要な手続きとは

お墓の改葬は遺骨の引っ越しと言われるだけあって、手続きの方法も賃貸物件に住んでいる人が移転する時と似ています。住んでいる賃貸物件から別の物件へと引っ越しをする場合は管理会社や大家へ引き払う旨の連絡を行います。お墓の改葬でも同様の手続きが必要です。



そもそも、**お墓は国に認められた墓地にしか建立できません**。たとえ先祖代々のお墓であっても、実際は寺院や霊園から借りている土地に墓石を建てている状態なのです。つまり、土地を貸し出している寺院や霊園は「墓地の大家」もしくは「墓地の管理者」という位置づけになります。そのため、**お墓の改葬を行う時は既存の墓地を管理している寺院や霊園などへ連絡をしなければなりません**。

お墓を移動する流れ

では、実際にお墓を移動するにはどのような手順で行えば良いのでしょうか。中には、「何から始めたら良いのか分からない」と悩んでいる人も少なくありません。ここでは、一般的な手順を取り挙げながら特徴や注意事項についても解説していきます。

移動先を決める

最初にすべきは遺骨の移動先、つまり新しい墓地とお墓や納骨堂を用意しておくことです。

なぜなら、**墓地埋葬法第4条によって墓地以外で遺骨を保管することが認められていない**からです。

移動先の受入証明書、権利書の準備

新しい移動先が決まったら、次は必要書類の準備です。**新しい移動先へ遺骨を納骨するには墓所使用許可証とも呼ばれる「受入証明書」が必要**で、寺院や霊園によっては権利書や永代使用承諾証として発行されます。

改葬先の墓地を管理している寺院や霊園などの窓口申請しましょう。

改葬許可証の取得

次に準備するのは、移転元から遺骨を取り出す時や移動先へ遺骨を納骨する時に欠かせない「改葬許可証」です。この自治体が発行する公的な認可証がないまま納骨すると、死体遺棄とみなされ兼ねません。

改葬許可証の発行に必要な書類は、移転元の管理者から発行される「埋蔵証明書」と移転先の管理者から発行される「受入証明書」、移転元の市区町村役場でもらえる「改葬許可申請書」の3種類。この3種類を移転元の市区町村役場へ提出すると改葬許可証が発行されます。

ちなみに改葬許可申請書は必要事項の記入が必要ですが、書式をダウンロードできるケースもあるので確認してみましょう。

墓じまい

移動元のお墓から遺骨を取り出す一連の作業を「墓じまい」と言い、既存のお墓を残さない場合は墓石の撤去や墓地を更地にする作業も含まれます。

墓じまいを行う際には、僧侶に依頼して「閉眼供養」や「抜魂供養」などの供養を行うのが一般的ですが、供養の呼び方は宗派によって異なりますので移動元の管理者に確認してみましょう。



移動先のお墓での開眼供養・納骨式

改葬の最後を締めくくるのが、新しいお墓への納骨です。**基本的には初めて遺骨を納めた時と同じ手順で行いますが、改めて僧侶による開眼供養や納骨式を行うのが一般的**。

ちなみに、遺骨を納める墓石の蓋が重たければ石材店に依頼して開けてもらうことも可能です。



お墓の移動に悩んでいるなら信頼できる石材店に相談を

お墓から遺骨を移動させる場合、既存の墓石を解体撤去して遺骨だけ移動する人もいれば墓石ごと遺骨を移動する方法を選ぶ人もいます。

とはいえ、大切な人の遺骨が納められているお墓だからこそ気軽に移動できないのも当然かもしれません。お墓の引っ越しについて悩んでいるなら、信頼できる石材店に相談してみるのも解決策の一つです。